

# Q&A

## Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

**A1** 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、幸手市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

## Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

**A2** 本制度の導入により、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、誰もが自分らしく生活できるまちの実現を期待します。

また、宣誓した二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減につながります。

## Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

**A3** 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。

公正証書について、詳しくは公証役場（春日部公証役場 電話：048-792-0811）にお問い合わせください。

## Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

**A4** 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

## Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

**A5** 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

## Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

**A6** 幸手市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、幸手市役所人権推進課でもお渡ししています。

### **Q7 証明書は即日発行されますか？**

**A7** 即日発行はできません。宣誓後、1週間程度お時間をいただき、書留郵便で郵送いたします。人権推進課窓口での交付を希望する場合は、別途ご相談ください。

### **Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？**

**A8** 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住（在住予定）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓していただけます。

### **Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？**

**A9** 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓していただけます。

### **Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？**

**A10** 外国籍の方も、市民又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること）を添えて提出してください。

### **Q11 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？**

**A11** 郵送での届出もご利用いただけますのでご検討ください。

### **Q12 通称は使用できますか？**

**A12** 交付するパートナーシップ宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

通称を使用する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をご記入ください。また、その通称を日常生活において使用していること

が確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を宣誓時に提示してください。

**Q13 幸手市外に転出するときはどうしたらいいですか？**

**A13** 双方又は一方が幸手市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

**Q14 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？**

**A14** パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

**Q15 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？**

**A15** 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。プライバシーに配慮し、個室で対応することもできますので、事前にご相談ください。

**Q16 有効期限はありますか？ 更新手続きは必要ですか？**

**A16** 有効期限はございませんので、更新手続き要もありません。